

秋田市告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月25日

秋田市長 穂積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理 番号	路線名	起	点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終	点		
21041	南通宮田11号 線	南通宮田16番46地先		311.14	6.00 ～ 6.50
		南通宮田16番47地先			
21042	南通宮田12号 線	南通宮田16番34地先		77.40	6.00
		南通宮田16番39地先			
100326	曾場4号線	河辺三内字曾場台69番13地先		388.60	6.50
		河辺三内字曾場台9番13地先			

2 縦覧期間

令和6年12月25日から令和7年1月22日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに令和6年12月29日から令和7年1月3日まで（休日を除く。）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで